

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

指定番号	第一〇三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和二年二月十八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字石井字北谷頭二千八百七十四番一の一部、二千八百七十四番六十六の一部、二千八百七十四番八十八の一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字石井字北谷頭二千八百七十四番三の一部、二千八百七十四番四十四の一部、二千八百七十四番六十六の一部、二千八百七十四番八十八の一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十五・〇〇</p> <p>四十四・〇二</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>四・〇</p>